

平成 2 3 年度 第 1 回
大阪市都市計画審議会
会 議 録

日 時 平成 2 3 年 8 月 4 日 (木)
午後 3 時
場 所 大阪市役所本庁舎 7 階 市会第 6 委員会室

平成23年度第1回大阪市都市計画審議会会議録

○日時 平成23年8月4日(木) 午後3時00分開会

○場所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

○議題 議第165号「大阪都市計画地区計画の決定について」

○出席委員 27名(欠は欠席者)

会長	村橋正武	委員	富岡朋治
会長職務代理者	角野幸博		木下一馬
委員	飯田克弘		高山仁
	石田佐恵子		木下誠
	梅宮典子		ホンダリエ
	嘉名光市		改発康秀
	上甫木昭春		青江達夫
	正司健一		前田修身
	中川大		船場太郎
欠	檜谷美恵子		有本純子
	藤本英子		川嶋広稔
	正木啓子		武直樹
	松永敬子		田中ひろき
	南川諦弘		尾上康雄
欠	宮地充子		

開会 午後3時00分

○幹事(井上) それでは、長らくお待たせいたしました。定刻を過ぎましたので、ただ今から平成23年度第1回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お暑い中、また大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画課長の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

傍聴、報道機関も含めました皆様をお願い申し上げます。携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードに設定いただき、審議の妨げにならないようご協力をよろしくお願い申し上げます。

報道機関の皆様申し上げます。審議中は写真撮影、録音、録画はできませんので、撮影等される場合はただ今の間をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

また、本市ではエコスタイルを実施しているところでございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、審議に先立ちまして、委員の方々のご異動がございましたので、ご出席の委員の皆様を学識経験者、大阪市会議員の順にご紹介させていただきます。

まず、大阪工業大学工学部教授、立命館大学総合理工学研究機構客員教授で、本審議会の会長をお願いしております村橋委員でございます。

○村橋会長 村橋でございます。よろしくお願い申し上げます。

○幹事（井上） 関西学院大学総合政策学部教授で本審議会会長職務代理の角野委員でございます。

○角野委員 角野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（井上） 続きまして、大阪大学大学院工学研究科准教授の飯田委員でございます。

○飯田委員 飯田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（井上） 大阪市立大学大学院文学研究科教授の石田委員でございます。

○石田委員 石田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○幹事（井上） 大阪市立大学大学院工学研究科教授の梅宮委員でございます。

○梅宮委員 よろしく申し上げます。

○幹事（井上） 大阪市立大学大学院工学研究科准教授の嘉名委員でございます。

○嘉名委員 嘉名でございます。よろしく申し上げます。

○幹事（井上） 大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授の上甫木委員でございます。

○上甫木委員 上甫木です。よろしくお願い申し上げます。

○幹事（井上） 神戸大学大学院経営学研究科教授の正司委員でございます。

- 正司委員 正司でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 京都市立芸術大学美術学部教授の藤本委員でございます。
- 藤本委員 藤本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 前大阪府道路公社理事長の正木委員でございます。
- 正木委員 正木でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 龍谷大学経営学部准教授の松永委員でございます。
- 松永委員 松永でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 大阪学院大学大学院法務研究科教授の南川委員でございます。
- 南川委員 南川です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 続きまして、大阪市会議員の委員の方々でございます。
富岡委員でございます。
- 富岡委員 富岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 木下一馬委員でございます。
- 木下（一）委員 木下一馬です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 高山委員でございます。
- 高山委員 高山です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 木下誠委員でございます。
- 木下（誠）委員 木下誠です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） ホンダ委員でございます。
- ホンダ委員 ホンダです。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 改発委員でございます。
- 改発委員 改発でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 青江委員でございます。
- 青江委員 青江でございます。お世話になります。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 前田委員でございます。
- 前田委員 前田です。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 船場委員でございます。
- 船場委員 船場でございます。よろしくお願いいたします。
- 幹事（井上） 有本委員でございます。
- 有本委員 有本でございます。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 川嶋委員でございます。

○川嶋委員 川嶋です。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 武委員でございます。

○武委員 武です。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 田中委員でございます。

○田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。

○幹事（井上） 尾上委員でございます。

○尾上委員 尾上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○幹事（井上） なお、学識経験者の檜谷委員、宮地委員につきましては本日ご欠席のご連絡をいただいております。なお、中川委員におかれましてはまだお越しいただいておりますが、ご到着次第紹介させていただきます。

続きまして、今年度初めての審議会でございますので、開催にあたりまして北村計画調整局長よりごあいさつ申し上げます。

○幹事（北村） 大阪市計画調整局長を務めております北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成23年度第1回の大阪市都市計画審議会の開催にあたりましてごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には本当に平素から本市にふさわしいまちづくりのため、都市計画という分野に関しましてさまざまな観点からご審議を賜っておりますこと、心から御礼を申し上げます。また、今回新たに委員をお願いいたしました皆様も含め、今後とも適切な都市計画行政の推進を図るために引き続きよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

我が国は、人口の減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化等のさまざまな課題に直面しております。これらの課題に適切に対応するために、住民に身近な行政は自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革が重要な政策課題となっております。都市計画の分野におきましても、住民に身近な自治体がそれぞれの個性や主体性を発揮しながらまちづくりを進めるため、市町村の決定権限が拡大されてきております。本市といたしましても、都市圏や国土の発展を牽引する核となる政令市としての役割を果たすため、国に対しまして都市計画決定権限の移譲などの要望を継続して

行ってまいりました。これらの動きを踏まえまして、本年5月には都市計画法の一部が改正されまして、国や都道府県の関与が縮減されてきております。また、現在国会で審議されております法案が可決されますと、これまで都道府県で決定をいたしておりました一般国道や高速自動車国道などの都市計画決定権限が政令市に移譲される予定となっております。そういった意味も含めまして、本市が果たすべき役割、さらにこのお願いをいたしておきます大阪市都市計画審議会が果たすべき役割というものは今後ますますさらに大きくなるものと考えております。

本年3月に発生いたしました東日本大震災を教訓としまして、長年にわたる東京一極集中型から今こそ日本は脱却して、圏域の成長エンジンである大都市を中心に、複数の個性的な広域ブロックが自立的に成長する多極型をめざさなければならないというふうに思っております。そのためにも、官民が連携してまちづくりを推進し、都市の国際競争力の強化を図り、かつ都市の魅力を高めていくことが重要と考えております。本市におきましても、さらなる都市活力の増進と都市魅力の向上に向けまして、大阪市経済成長戦略の重点戦略エリアに位置づけております「大阪駅周辺地区」及び「夢洲、咲洲地区」につきまして、「特定都市再生緊急整備地域」及び「国際戦略総合特別区域」への指定に向けて、国に対して積極的に働きかけを行っておるところでございます。

今日の案件も含めまして、今後委員の皆様方にご審議いただきます都市計画は、本市はもちろん関西全体が将来にわたって発展していくための環境づくりにおいて重要な役割を果たすものと思っております。委員の皆様方には日程等におきまして非常にご迷惑をおかけすることはあろうかと思っておりますけれども、これからも大阪、関西の持続的な成長と発展のためにさまざまな角度からの専門的かつ忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申しあげて、ごあいさつとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申しあげます。

○幹事（井上） ただ今京都大学大学院工学研究科教授の中川委員ご到着でございます。

○中川委員 よろしく申し上げます。

○幹事（井上） それでは、続きまして本審議会の要綱第7条によりまして、審議会の会務を担当いたします幹事を3人置いておりますので、順に紹介させていただきます。

ただ今ごあいさつさせていただきました計画調整局長の北村でございます。同じく計画調整局計画部長の川田でございます。それと、私、都市計画課長の井上でございます。この3人が幹事をしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順番に「会議次第」、「委員名簿」、そして説明資料といたしまして、まず条例、規程などをまとめました「大阪市都市計画審議会関係資料集」及び「説明資料」と表紙にあります冊子。次に、本日ご審議いただきます予定の議案書といたしまして、議第165号「大阪都市計画地区計画の決定について」及び議第165号に関する「参考資料」、さらに大阪市の都市計画の図面類等を掲載いたしております「大阪市の都市計画」というパンフレットを置かせていただいております。以上7点でございます。お手元でございますでしょうか。もし途中で不足等ございましたら事務局に申しつけてください。

それでは、本日は新たに委員となられました方が多数おられますので、審議に先立ちまして、都市計画審議会や最近の都市計画に係る動向などにつきまして、私から簡単ではございますがご説明させていただきます。

まず、都市計画審議会及び都市計画決定権限についてでございます。参考としてお手元でございます説明資料によりご説明いたします。説明資料1ページをご覧ください。

現行都市計画法では、大阪市のような政令指定都市につきましては都市計画審議会を必ず置くということになっており、本市では平成12年4月に大阪市都市計画審議会条例を制定し、本審議会が発足いたしました。

まず、大阪市の都市計画決定権限についてでございますが、説明資料3ページの「都市計画決定権限一覧表」をご覧ください。二重線で囲んでおります指定都市決定欄及び市町村決定欄に丸印を入れておりますものが大阪市都市計画審議会の議を経て大阪市の決定できる内容となっております。具体的に申し上げますと、大阪市道や大阪府道などのいわゆる街路や都市高速鉄道などの都市基盤施設、さらには市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備事業、用途地域などの地域地区など都市計画決定権限のかなりの部分が大阪市の属しております。

次に、都市計画決定の手続きの流れについてでございますが、少し飛びますが説明資料11ページをご覧ください。去る平成23年5月2日の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布によりまして、都市計画法が一部改正され、一昨日の平成23年8月2日から施行されております。これによりまして、国及び都道府県による関与が縮減され、指定都市の都市計画決定の手続きに関し、大きく2点変更されております。

1点目ですが、指定都市決定の都市計画については、これまですべて国土交通大臣の

同意を要する協議が必要とされておりましたが、都市再生特別地区や特定重要港湾に係る臨港地区などの国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を除きまして、市町村決定と同じ手続きへと変更され、国土交通大臣の同意を要する協議が不要となっております。

2点目ですが、今まで市町村決定の都市計画につきましては、知事と協議をし、その同意を得なければなりませんでしたが、改正により、知事との協議は残りますが、同意を得ることは不要となりました。

戻りますが、説明資料5ページ、6ページの「都市計画決定の手続き」をご覧ください。5ページにお示しします都道府県が定める都市計画につきましては、手続きの流れが変更されてはおりますが、この場での説明は省略させていただきます。

次の6ページをご覧ください。手続きの基本的な流れといたしましては、都市計画案を作成いたしまして、公衆縦覧や意見書の受け付けを経た後に、本審議会に付議させていただき、審議会のご承認をいただくこととなります。ここまでの手続きには変更はございません。大阪市が定めることのできる都市計画の中で、指定都市が定めることとなる都市計画のうち、(2-1)に示してあります都市再生特別地区や都市高速鉄道などの都市計画につきましては、国土交通大臣の同意を得た上で、また(2-2)用途地域などの都市計画及び(3)の市町村が定める都市計画につきましては、大阪府知事との協議を行い、都市計画として決定あるいは変更することとなります。

なお、今回の改正は第1次の改正であり、第2次といたしまして説明資料12ページにございます法律案が現在国会において審議されております。この法律案が可決されますと、平成24年4月1日より高速自動車国道及び一般国道等の決定権限などが都道府県から指定都市に移譲される予定となっております。今後、法改正等の動きに合わせて随時ご報告させていただきたいと考えております。

ただ今ご説明いたしました都市計画法に基づくもののほかに、建築基準法などの他の法令によりそれぞれ都市計画審議会の議を経ることと定められているものがございますが、案件としてご審議をお願いする際に改めてご説明してまいりたいと考えております。

次に、本年4月27日に改正されました都市再生特別措置法につきまして概要をご説明させていただきます。説明資料13ページをご覧ください。

今回の改正によりまして官民の連携による円滑で迅速な事業施行が都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を都市再生緊急整備地域の中から「特定都市再生緊急

整備地域」として指定し、都市開発事業を強力に推進していくための施策を追加的に講じる制度が創設されております。この特定都市再生緊急整備地域内の都市再生特別地区内においては、例えば道路の上空等を利用した建築物の建築を可能とする規制緩和が図られております。あわせて、まちのにぎわい、交流の創出のため、道路占用許可基準を緩和するなどの特例なども今回の改正に盛り込まれております。本市におきましても、現在「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」など4つの地域が都市再生緊急整備地域に指定されており、それらの地域の中において12の地区を都市再生特別地区に指定し、都市再生に資する魅力あるまちづくりを進めているところでございます。今後はさらに、大阪市経済成長戦略において重点戦略エリアと位置づけしております「大阪駅周辺地区」と「夢洲・咲洲地区」の両地区が今回の法改正により創設された「特定都市再生緊急整備地域」及び地域の実情に合った規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援が集中的に実施される「国際戦略総合特区」の指定を受け、ハード、ソフトの両面から世界レベルの拠点にふさわしいまちづくりを推進できるよう、指定に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議題に入らせていただきます。

本日の審議会につきましては、委員総数29人中27人の委員の方々がご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、報道機関の方もこの時間をおもちまして写真撮影、録画、録音を終了していただきますようお願いいたします。

それでは、以降、村橋会長、よろしくをお願いいたします。

○村橋会長 先ほど紹介いただきました本審議会の会長を務めさせていただいております村橋でございます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠に厚く御礼を申し上げます。

まず、議事に入ります前に本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定によりまして、藤本委員と富岡委員をお願いを申しあげたいと思います。よろしくをお願いいたします。

また、会議が円滑に進行いたしますように、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど幹事から報告がありましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第165号「大阪都市計画地区計画の決定について」でございます。

それでは、幹事のほうから説明をお願いいたします。

○幹事（川田） 幹事の川田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議第165号の「大阪都市計画地区計画の決定について」ご説明申しあげます。表紙に議第165号と記載いたしております議案書及び前のスクリーンをご覧ください。

今回決定しようとしておりますのは「茶屋町地区地区計画」でございます。本地区計画の区域は、阪急梅田駅の東側に隣接し、国道423号新御堂筋及びJR京都線に囲まれた場所に位置する約2.2ヘクタールの区域でございます。土地利用の現況といたしましては、阪急梅田駅に面したエリアについては、商業、業務用途として土地の有効利用が図られておりますが、梅田東小学校跡地等の地区東側につきましては、平面駐車場や暫定的な施設等の利用にとどまっており、比較的低利用の状況でございます。本地区計画は、これらの低・未利用地の有効活用や都市機能更新を推進し、質の高い都市機能の集積と、快適で活力とにぎわいあふれた良好な都市空間の形成を図ろうとするものでございます。

それでは、まず都市計画手続きに至った経過についてご説明いたします。別冊の参考資料をあわせてご覧ください。

平成16年ごろより茶屋町地区の関係地権者による協議会や検討会等が組織されまして、梅田東小学校跡地を含む茶屋町地区のまちづくりについて検討が行われてきており、平成21年12月に都市計画手法を活用した事業計画案の提案がございました。事業計画案の内容といたしましては、現在歩車分離がなされていない等、地区の交通処理に課題のございます東西道路を拡幅整備することや、具体的な事業計画を検討している地区南側街区におきまして、多様な都市機能を導入するために住宅を一定範囲で限定する建築物の用途制限や、土地利用の規制誘導と容積率等の緩和などがございます。

本市としましては、当事業計画案につきまして、茶屋町地区の活性化に貢献しますとともに、梅田東小学校跡地の有効利用が図られるといったことを評価しましたうえで、地区南側街区におけます歩行者ネットワークの形成に資する通路の充実や既存地下街との接続による地下歩行者ネットワークの形成、駐車場の集約化、相互利用等自動車需要

に対する交通条件の改善等の検討を地権者に対して求めてまいりました。このような関係地権者との継続的な協議を経まして、本年3月に茶屋町地区の活性化に貢献する要素がさらに充実、追加されました事業計画案の提示がございました。本市としましては、この事業計画案が東西道路の拡幅整備による交通条件の改善や、建築物の適切な用途制限等によって良好な都市空間を図ることができるというものであり、本地区において一体的かつ総合的な市街地の開発整備が実施できますとともに、容積率の割り増しに見合う開発であることから、本日の都市計画案に至った次第でございます。

それでは、地区計画の内容についてご説明いたします。議案書3ページの計画書をご覧ください。

茶屋町地区は交通至便な立地条件にありまして、関西の発展を牽引する国際的なビジネス拠点でございます大阪駅周辺地区の一翼を担う地域に位置しております。本地区計画では、その立地特性を活かしながら、これまでに集積されました都市機能の維持・更新を図るとともに、業務、商業、文化、居住等のさらなる充実により質の高い都心機能の集積と、快適で活力とにぎわいあふれた良好な都市空間の形成を図ることを目標としております。こうした観点から、土地利用に関する基本方針、公共施設等の整備方針及び建築物等の整備方針を定めております。

まず、基本方針としましては、A地区では低・未利用地の有効活用を図りますとともに、都市機能の更新、充実を推進し、業務、商業、文化、宿泊、居住機能等の導入を図ります。B地区では、低・未利用地の有効利用や敷地の共同化を促進しますとともに、都市機能の更新、拡充を推進し、業務、商業、文化、宿泊、アミューズメント、地域コミュニティ、居住機能等の導入を図ります。

次に、議案書の4ページをご覧ください。

公共施設として地区内及び周辺の自動車交通を円滑に処理するとともに、安全で快適な歩行者空間を確保するために、地区中心にございます現況幅員5.5メートルの市道工業学校表通線を拡幅し、幅員12メートル、延長約150メートルの地区幹線道路を設けてございます。その整備につきましては段階的に行うこととしておりまして、まず土地区画整理事業におきまして現況道路の北側境界線を基準線とし、基準線から南側に12メートルの幅員で拡幅いたします。第2段階としまして、土地区画整理事業後のB-1地区の開発及びB-2地区の共同化による開発にあわせまして、残る東端部を拡幅整備し、最終的には新御堂筋までの幅員12メートルの地区幹線道路を整備いたします。

次に、議案書の5ページにあります地区施設についてご説明いたします。

本地区のA地区が面しております西側道路、東側道路及び南側道路沿いに安全で快適な歩行者空間を確保しますとともに、緑豊かで潤いのある歩行環境の形成を図るため、幅員4メートルの歩行者専用通路を設けております。また、区域内及び周辺の歩行者の回遊性を向上させるとともに、アメニティ豊かな歩行者空間の形成を図るため、地区中央に整備いたします地区幹線道路沿いに幅員2.5メートル、A-1地区とA-2地区の間に幅員4メートル、A-1地区とA-2地区とA-3地区の間に幅員6メートル、A-2地区及びA-3地区の地区計画区域境界沿いに幅員6メートルの多目的通路をそれぞれ設け、A-2地区の中央を縦断するように幅員4メートルの屋内多目的通路を設けております。また、歩行者ネットワークの要となります主要交差点部等におきまして、歩行者の安全性、利便性を確保するとともに、憩いとにぎわいのある空間を形成するために、A-1地区に面積約100平方メートル、A-2地区に面積約100平方メートル及び約400平方メートル、A-3地区に面積約100平方メートル及び約200平方メートル、A-2地区とA-3地区の間に面積約100平方メートルの多目的広場をそれぞれ設けております。さらに、地区西側に存在する地下街との連続性を確保するとともに、地上における歩行者交通の錯綜を緩和し、地下における安全で快適な歩行者ネットワークの整備を図るため、A-1地区に面積約100平方メートル、A-2地区に面積約100平方メートル、A-3地区に面積約100平方メートル及び約200平方メートルの地下多目的広場をそれぞれ設け、A-1地区及びA-2地区の地下多目的広場を結ぶように幅員4メートルの地下歩行者通路を設けております。

続きまして、建築物等に関する事項についてご説明いたします。

まず、建築物等の用途の制限でございますが、A地区におきましてバランスのとれた多様な都市機能の集積を図り、良好な市街地環境を確保するため、住宅、共同住宅等の住戸等につきましては、当該用途に供する部分の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合を300%までとし、にぎわいのあるまちなみを形成するために、1階及び2階の部分への配置について制限いたします。また、一定の風俗営業等に係る用途について制限いたします。

建築物の容積率の最高限度につきましては、本地区は西側道路の境界線より奥行き25メートルの範囲が容積率600%、その背後地が400%の指定となっておりますが、A-1地区は800%、A-2地区は650%、A-3地区は700%に緩和するとともに、敷地面

積の最低限度につきましては2,000平方メートルとしまして、土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、まとまった規模の開発を誘導いたします。

そのほかといたしまして、安全で快適な歩行者空間を確保し、地区内及び周辺の防災性の向上や魅力ある都市空間と美しいまちなみの形成を図るため、壁面の位置の制限を全地区に定め、良好な市街地景観の形成を図るとともに、ターミナル地区にふさわしい魅力的なまちなみを形成するため、建築物等の形態または意匠の制限等についてA地区において定めております。

地区計画の内容についてのご説明は以上でございます。

なお、案の縦覧につきましては平成23年6月24日から7月8日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○村橋会長 それでは、ただ今の議第165号議案につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○尾上委員 共産党の尾上康雄です。

3点お聞きしたいと思うんですけども、この地区計画の目標のところ、「本地区は、阪急梅田駅の東側に隣接した交通至便な立地条件にある都市再生緊急整備地域の一角にあり」とこう続いていて、そして「業務、商業、文化、居住等の更なる充実により、質の高い都心機能の集積と、快適で活力とにぎわいあふれた良好な都市空間の形成を図ることを目標とする」と、こういうところがあると思うんですけども、これで、私が今思ってるのは、大阪駅周辺というところは今でも超過密で、そして大阪の中で一番人が集まる地域である。さらにそこに人を集めることと良好な都市空間を築くということは相反することになるのではないかと私は思っています。それで、大阪駅周辺にもっともっと人を集めることにどれだけの意味というか値打ちがあるのかどうか、メリットがあるのであればその点についてまずお聞きします。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○幹事（井上） 幹事の都市計画課長井上でございます。

先ほども説明の中で若干触れさせていただきましたが、この大阪駅周辺地区でございますが、国が指定いたします都市再生緊急整備地域に指定されているだけではございませんで、本市が定めております経済成長戦略の中におきましても重点戦略エリアとして

位置づけしているエリアでございます。都市機能やインフラに加えまして人材が集積しておりまして、大きな可能性を持ったエリアだと考えております。このポテンシャルを活かすことによりまして、民間投資の促進を加速いたしまして、良好なまちづくりを推進いたしまして、都市の国際競争力の強化を図ることが本市にとって重要な課題であると認識しております。

委員からご指摘ございましたが、高度な都市機能の集積と必要な都市基盤を備えた防災等にも配慮した良好な都市環境の創出を両立させることは可能であると考えておりまして、本地区を含めまして質の高い魅力的なまちづくりが進むことによって、本地区のみならず、ひいては関西の活性化に貢献するものと考えておりまして、我が国の震災以降の復興、経済成長を支えることにもつなげていけるものであると考えております。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○尾上委員 両立できるという回答だと思うんですけども、この決定に対する新聞の記事が幾つか出てました。それで、こういう計画の中で、特にこの地区内の小学校の跡地の売却というのを検討する中で今回の提案に至ったという指摘がありまして、またビルの建替えを後押しするために容積率を最大800%まで緩和すると、こういうことも書かれております。それで、梅田周辺といいますか、ここはオフィスや商業施設の過剰感、これも強くあると。テナントの誘致や、また集客が課題ともなると、そういう指摘も新聞報道ですけどもされております。

そこで、今の計画の説明ありますけれども、道路を広げたり、歩行者ネットワークとかいろいろおっしゃっていますけれども、建替えの際に下がった分は容積率を上げるわけですから、そういう面でいいますと全く痛くもかゆくもないという話になりますし、そういう意味で今回提案に至るまでの経過で大阪市が小学校跡地を売却して協力するという話がなければ今回の提案はないのではないかというふうに私思っているんですが、その点はいかがでしょう。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○説明者（安藤） 計画調整局開発計画課長の安藤でございます。よろしくお願いたします。

この梅田東小学校につきましては平成元年に閉校しているものでございます。その跡地につきましては、平成19年度に大阪市未利用地活用方針におきまして、平成28年度までに処分を行う用地と位置づけられております。すなわち売却をする用地という形で位

置づけられたわけでございます。当地区のまちづくりにおきましては、冒頭事務局からの説明にもございましたけれども、19年度に先立つ16年度より地元の関係権利者の皆さんによります協議会とか検討会、こういったものが重ねられてきたわけでございます。当時の地元の皆様方の問題意識といたしましては、まちの活性化を図りたい、そのために歩きやすいまちづくりですとかまちの緑を増やす、そして既存の建物、あるいは公民の低・未利用地を含めたまちの再開発を進めたいといった思いでございまして、そういった視点に立ちながら茶屋町地区のまちづくりについて検討が進められてきたという状況でございます。

○幹事（井上） あわせてお答えいたします。

本地区計画は、先ほどご説明いたしましたように茶屋町地区の地域の課題の改善でございますとか活性化、あるいは跡地利用増進を図るために定めるものでございまして、小学校跡地を売却することを位置づけるというものではございません。よろしくお願いたします。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○尾上委員 この間も、とにかく小学校の跡地を売却してそういう利用したという計画で、最近ではodonaというところに愛日小学校というところが、これ大阪市売却しまして、今回も梅田東小学校。この梅田東小学校というところもかなり歴史や伝統がある小学校で、そういうところの跡地に対する利用の問題で、特に先ほども言いましたけれども、これだけ大阪駅周辺というのは人が集まっているところで、さらに人を集積させていこうという、そういう計画なんですけどね。

ここでもう一つちょっと聞きたいのは、3月11日に東日本大震災というのがありました。それを受けて、この間首都東京のほうでもかなりこの震災問題を受けていろんな、もちろん建築もそうです、ビルでもそうですし、防災でもそうですし、いろんな形で検討がされて、それで新しいそういう規制とかそういうことも今準備されてると思うんですよ。そういう意味で、今回のこの計画、平成16年から始まって立ち上げてきたということなんですけれども、実際に震災が今年の3月あったわけで、その前の計画と、そして震災後の計画の中でどのような違いというか、盛り込んだものがあるのか、そこはどうでしょう。

○幹事（井上） 井上でございます。

本計画案につきましては、先ほど来ご説明いたしましたように、関係地権者等で長ら

く検討が進められてきたものでございます。今回の震災が起こる前の段階から事業計画を策定する中で本市との協議もあわせまして防災や環境、エネルギーなどの課題についても検討を進めてきた経過がございます。そういう意味で、今回の震災を受けて案を大きく変えるというような必要はないと判断したものでございます。先ほど来ていただいております計画書にも書かせていただいておりますが、具体的には災害ということも十分意識いたしまして、敷地内に十分なオープンスペースや歩行者空間などを確保することでございますとか、備蓄倉庫の設置など帰宅困難者対策なども行うことを土地利用の基本方針でございますとか建築物等の整備方針に定めているところでございます。また、もう一つ昨今課題になっていきますエネルギーの問題に関しましても、効率的なエネルギーやヒートアイランド対策など環境の負荷軽減に配慮することを建築物等の整備方針に定めておまして、そういうようなまちづくりを誘導していくことと考えております。具体的な対策については今後実際の建物計画を進める中で、機会をとらまえて事業者と協議調整を行っていくと考えております。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○尾上委員 言ってることはわかるんですけどね。やはり東日本大震災、原発事故というのは、日本の将来を左右する、これから我々がどう生きていくのか、エネルギー問題でも今までのような電気中心の生活で本当にいいのかということが問われていて、そういう意味で都市のあり方の問題、そういう意味で大阪府も震災問題では津波対策という形で、これまでの津波の予測を倍以上予測して、そういう対策を検討するということになっていきますし、中央防災会議でもそういうことが提案されてます。特に東日本大震災でタワーマンションですね、そういうところなんかは長周期の振動問題で、これは本当にそういうビルもかなりあるわけで、そういう問題が今後大きな課題になってくると。そしてもう一つは、本市も8月2日に大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会というのを立ち上げています。これ東京でも大震災のときにやっぱり2万人以上の方が帰宅困難になったと言われておりますし、この会議の中でもかなり、大阪でもそういう震災、大きな津波とかいうことがあるわけで、そういうときに対する対策をとろうという動きも実際にやってるわけで、新たなそういう都市計画、本当に安心安全、防災に強いまちづくりということと、そして本当に集積するという、より人を集めたらやっぱり危険が増すわけで、それ以上この大阪駅周辺に今すぐそのような計画が私は要るのかなというふうに思っています。そういう意味で、もうちょっとこれ議論を検討してほしいというふうに

思います。

以上です。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○上甫木委員 2点ほど教えてほしいんですけども、多目的通路というのが1号から5号まで指定されてます。この中に歩行者のネットワーク云々ということで作られてるということがあるんですけど、最終的にどういったような具体的なイメージになるのかということも兼ねまして、幅員が2.5メートルというものと4メートル、それから6メートルというのがございます。そういった幅員の違いによって中の使われ方であるとかいうのがどういうふうに想定されてるのかということをもまず補足的に説明願えたらありがたいです。

○幹事（井上） ご説明させていただきます。

本地区は、先ほどの計画書でもご説明いたしましたように、にぎわいの連続性、歩行者の回遊性を重視したまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。そういう意味で新たに広げます東西道路、5.5メートルを12メートルに広げるということに関しましても、現在と同じ一方通行で、12メートルの幅員の内訳につきましては、両側に歩道が4メートル、真ん中に車道が一方通行で4メートルというふうに歩行者にとって非常に歩きやすい空間を設置しようとしております。あわせまして、道路に接するところに関しましては壁面後退と合わせて2.5メートルについて、公共敷と合わせましてより一層、敷地内の部分も含めましてより豊かな空間、緑の配置とかもあわせまして配置していきたいと考えているところでございます。

道路に面するところだけではなく、地区全体に先ほど申しました繰り返しになりますが回遊性を高めたいという趣旨で、地区内に関しましてもそれぞれ必要な幅員と、かつ結節点では広場を配置して、快適なアメニティ豊かな空間をつくっていきたいと考えております。地区計画で定めてますのは幅員まででございますので、具体的などという建築物になるかとかデザインがどうなるかというのは今後事業が動き出してからの課題にはなるわけですが、例えば、前に示しますように、これは既存のものをイメージいただけるような形で示させていただいてるものですが、地区内においても両側に店舗でありますとかカフェでございますとか、そういう空間と一体となった非常に歩行者にとって歩きやすい魅力的な空間をつくってきたいというのが意図でございます。

○村橋会長 はい、どうぞ。

○上浦木委員 ありがとうございます。そうすると、基本的には歩行者の利用ということが一応想定されてるという理解でいいかと思うんですけども、それともう一つは、それに関して多目的通路2号というものと、それからそれに並行して多目的広場5号というのが計画決定するということになってますけれども、多分これ多目的広場というのも基本的には人の利用というのが期待されたものだと思うんですけども、この一体的な利用というのがよりアメニティを高める上でもいいと思うんですけども、あえて計画的にこれを二つ分けて指定するという都市計画的な意図といいますか意義、そのあたりについてちょっとご説明をお聞かせ願えたらありがたいなど。

○幹事（井上） 通路と広場を有機的につなげてネットワークさせることによってより全体として魅力的な空間になると考えております。歩行者の通路の部分に関しましても歩行者だけでございますので、ゆったりとは歩いていただけるとは思うんですが、歩いていただくだけじゃなくて、ふと立ちどまっていただくなりして、かつ広場には単に樹木でございますとかベンチでございますとかそういうのが一切ないということではございませんで、今後事業者のアイデアも取り入れながら、そういうたまりの場として有効に活用できたらという思いでございます。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○正木委員 私のほうも2点だけ教えていただきたいんですけども、多目的広場と地下多目的広場、同じ場所に1階と地下ということで地区計画の決定がされるようになっておりますけど、今のところの予定では縁切りの状態なんでしょうか。それが1点と、それからもう一つ、地区幹線道路の整備の仕方で、都市計画とちょっと離れるかもわからないんですけど、一部後で整備する部分がございますけど、あれは大体街路事業か何かでのご予定なんでしょうか。

○幹事（井上） ご説明させていただきます。

1点目の同じ場所、ちょうどこの北西の角にございます地下の広場と地上の広場、それ以外の場所もございますが、両方あえてダブって地区施設に位置づけさせていただいております。これはちょうどご案内のとおりホワイティうめだの地下街がこちらからここまで、最後のところはプチシャンというふうに称しております地下街が通っておりまして、それと連携をとった形でこの開発を進めるべきということで、地下にも広場を持

っておりますが、当然ご指摘のとおりそれぞれ上の広場と地下の広場がつながっていないわけではなくて、そこで上下もつなげるということも意識して考えております。

それと、道路の拡幅についてでございますが、現在事業として進めてます先ほどご説明した第1段階にあたるところで、これはA-1とA-2の地権者によります個人施行の区画整理事業といたしまして、まずこの第1段階までは整備することができます。ただ、ちょっと下図がわかりにくいのですが、ここの部分に関しましては現在まだ宅地が張りついてるところで、それは、今想定いたしておりますのはB地区を、手法はこれからの検討になってまいります、例えば市街地再開発事業でございますとかいろんな検討の中で宅地の土地利用の再編もあわせてやっていく際に、その土地の形状を含めましてこの道路が第2段階で成り立つと考えておりまして、そういう意味で現時点においては2号施設として地区計画に位置づけ、担保するもので、事業手法まで決まってるわけではございません。

よろしいですか。

○村橋会長 ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問ございませんようですので、それでは議第165号議案につきましてはご異議ございませんでしょうか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○村橋会長 ご異議がありますということでございますので、それでは採決をいたしたいと思えます。

議第165号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○村橋会長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、議第165号議案は原案どおり可決されました。

これをもちまして本日の審議は終了いたしました。決議をいただきました案件につきましては、直ちに必要な手続きを行わせていただきたいと思います。

それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後3時53分

大阪市都市計画審議会委員 藤 本 英 子 ㊟

大阪市都市計画審議会委員 富 岡 朋 治 ㊟